

てそれに順應すべきが、新しき企業家のとるべき態度であるとなし、慎重熱慮の結果日本労働  
總同盟東労働同盟會、長松岡駒吉氏と數回折衝の結果、遂に關東合同労働組合川崎支部を  
製綱労働組合と改稱して、之を公認し、其團體交渉權を認めるに至つたのである。

而して大正十五年二月十六日、左の覺書を交換したのである。

覺 書

- 一、東京製綱株式会社従業員ハ原則トシテ日本労働總同盟製綱労働組合員タルコト
- 二、東京製綱株式会社ハ日本労働總同盟製綱労働組合ヲ公認シ團體交渉權ヲ認ムルコト
- 三、勞資双方トモ一切ノ労働條件ノ改善ニ關シテハ一般製綱産業ノ條件ヲ充分ニ考慮スルコト
- 四、組合ハ不良組合員ニ對シテ其責任ヲ負フコト
- 五、會社ハ出來得ル限り従業員ヲ優遇シ、組合ハ作業能率ノ増進ニ努力スルコト

東京製綱株式会社  
専務取締役 赤 松 範 一  
日本労働總同盟東労働同盟會  
會 長 松 岡 駒 吉

かくして、製綱労働組合は同會社所屬各工場に宣傳組織運動を開始し、同年三月二十一日川崎  
支部、續いて深川支部、小倉支部、川崎麻綱支部の創立が行はれ、七月十五日兵川支部の創立を  
最後として、茲に全く東京製綱株式会社工場は、製綱労働組合の總付工場となつた次第である。

團體交渉承認の意義

覺書に示されたる精神は、製綱労働組合を公認し、其團體交渉權を承認したる處に在る。第一  
條、並に第二條はそれに該當するのであつて、三、四、五條は、要するに其適用に對する附則規  
定である。

云ふ迄もなく労働組合本來の目的は、労働組合員にとつて最も有利なる労働條件を獲得するに  
あるのである。而して有利なる労働條件を獲得するには、労働組合は雇主なる資本家に對して團  
體交渉權を活用し、労働條件を協定して集合契約を行ふのである。これ労働組合の生命とも云ふ  
べき重大なる任務である。